

覚 書

三原市立図書館長（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）
は、雑誌スポンサー制度の利用にあたって、以下のとおり覚書を締結する。

（雑誌購入費用の負担）

第1条 乙は、三原市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づき、次の雑誌の代金を負担する。

- 2 乙は、前項の購入代金を甲が指定する書店からの請求書により、指定された期日までに、直接書店に支払うものとする。
- 3 支払いは一括前納とし、価格変動等により過不足が生じた場合には、年度末に精算する。
- 4 振込手数料等、支払いに必要な一切の費用は乙の負担とする。
- 5 乙が提供する雑誌が休・廃刊した場合は、甲と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。
- 6 乙からの年度途中での解約及び一括前納金の返還は、原則として受け付けないものとする。

（広告掲載の方法）

第2条 甲は、乙が購入代金を負担した雑誌の最新号にカバーをかけて、雑誌表面にはスポンサー名を、雑誌裏面には乙の事業に関する広告を表示する。広告の内容等については事前に甲に協議するものとする。

- 2 雑誌表面のスポンサー名の表示は甲が作成し、雑誌裏面に掲載する広告は乙が作成する。

（広告の期間）

第3条 乙が雑誌の購入費用を負担し、かつ、甲が広告を掲載する期間は、本覚書を締結した日の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲乙いずれかの書面による本覚書の解約の意思表示がない場合は、自動的に延長されるものとし、その後も同様とする。

（広告掲載の責務）

第4条 乙は、広告内容等に関する一切の責任を負う。

- 2 乙は、広告の内容等が第三者の権利の侵害を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わるすべての権利処理等が完了していることを甲に対し、保障するものとする。
- 3 乙は、広告の掲載に関し、第三者から苦情の申し立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（協議）

第5条 本覚書、実施要綱、募集要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、解決を図る。

本覚書は2通作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 三原市城町一丁目3番1号

三原市立図書館長

Ⓜ

乙 所在地

名称

代表者役職・氏名

Ⓜ